

顧問推薦内規

会則第 13 条により理事会が会員を顧問に推薦する場合は、次の2つの基準によるものとする。

1. 理事在任期間が通算3期以上であること。
2. 65 歳以上であること。

なお、推薦にあたっては、あらかじめ本人の承諾を得るものとする。

※顧問の条件を満たした会員には、当該会員が 65 歳となった後の最初の理事会選挙直前(原則として 12 月)に顧問就任の推薦につき当該会員の意向を伺う。この推薦を承諾しない会員に対しては次の理事会選挙前に再度推薦伺いを行うが、その後の推薦は行わない(総会承認事項)。